

## 役員選考委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下本連盟という。）の役員選考委員会の設置に関し必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

### (設置及び任務)

第2条 本協会は、前条の目的を達成するため、役員選考委員会を設置する。

- 2 役員選考委員会は、総会で選任される理事及び監事（以下「役員」という）の候補者の選考を行うことを任務とする。

### (構成)

第3条 役員選考委員会は、必要に応じて理事長が招集する。

- 2 理事長は、役員選考委員会の設置について理事会に諮り、委員長を指名する。
- 3 委員長は、正会員から4名以上7名以内を選考し、理事長に報告する。
- 4 委員が役員候補に選出された場合は委員を退任する。

### (招集及び開催)

第4条 役員選考委員会は、委員長が役員の選任を行う総会の開催に先立ち開催し、開催する。

- 2 役員選考委員会の議長は委員長とする。
- 3 委員長は、役員選考委員会の開催に当たり、若干名の理事の出席を求めて意見を聴取することができる。

### (選出方法)

第5条 役員選考委員会の決議は、委員の3分の2以上の出席をもって行う。

- 2 役員選考委員会は、次の手順に従って候補者を選考する。
  - ① パラパワーリフティング競技を理解し、パワーリフティング発展の為に尽力できる者を候補とする。
  - ② 候補者は満 18 歳以上とし、定年は満 70 歳を迎えた日とする。
  - ③ 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げないが、10 年以上役員に留まることはできない。
  - ④ 役員は女性 40% 以上、外部役員は 25% 以上となるよう選考する。

#### ( 候補者名簿及び議事録 )

第 6 条 役員選考委員会は、議事終了後速やかに第 5 条第 2 項(1)(2) の役員候補者名簿及び議事録を作成し、委員長及び出席した委員が議事録に記名押印し、その候補者名簿と議事録を総会に提出しなければならない。

- 2 第 5 条第 2 項(1)(2)に関し、前項と同様の手続きを経て、その候補者名簿と議事録を理事会に提出しなければならない。

#### (任 期)

第 7 条 委員の任期は、専任された日から候補役員が決定する総会までとする。

#### (報 酬)

第 8 条 委員は、無報酬とする。

- 2 委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (改 廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### 附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 14 日より施行する。